

論書を提

る訴訟は、十月十三日に東京地裁において 社がその処分の撤回と損害賠償を求めてい 不合格処分を受けたことを不服とし、 文科省の令和元年度教科書検定において 自由

第五回期日が開かれました。

り、 もので、 側から争点の「違法検定五〇項目」につい しく指摘して反論を行っています。 論点のすり替えや後付け、詭弁と断ずべき ら主張に対する反論書が提出されました。 て各項目ごとの主張が裁判所に出されてお 前回期日(六月九日)には、被告(文科省) 被告側から出されている主張の多くは、 それを受けて今回は自由社側からそれ 原告はそれらに対する矛盾点を厳

項目全てを「違法検定」と認定することを 求めますが、仮に一件でも「違法検定」と なお、原告は、当然ながら裁判所が五○

> 論が注目されます。 されます。年明けに出てくる被告側の再反 認められれば、文科省の検定は違法と判定

拠も、 役割を果たすことになるでしょう。 案件」(十二頁を参照)を提出し、 了後に司法記者クラブにおいて会見を行 て意見陳述を行いました。さらに、期日終 な違法検定の証拠として「他社の訂正申請 また、原告はこの反論書に加えて、 新証拠を公表しました。この新たな証 被告の違法性を証明するのに大きな 法廷に 新た

それぞれ一部要約となります。 順に並びます。 告訴状】 た反論のうち、十項目を選んで紹介します。 *各項目は該当記述・検定意見に続き、 本誌では、この度、原告側から提出され 【被告主張】【原告反論】と時系列 また、スペースの都合上、 原

❶ロンドン海軍軍縮条約 米英日の補助艦比率

(該当記述)

補助艦の比率が一〇:一〇:七に

定められ:

〈検定意見〉 不正確である。

(原告訴状)

ある。 あるが検定意見が付かず、 帝国書院や日本文教出版にも同じ記載が ダブスタ検定で

【被告主張】

日で一〇:一〇:七でもよいが、 割合のみの記述であれば、 て、 ロンドン海軍軍縮条約の補助艦につ 帝国書院や日本文教出版のように単に 概数である米英 本件申請

の主張に対し

のようにすべきである。 ○:七に定められ、危機感を抱く軍人 支に対して七割の目標を達成できなかった ことを理解させる必要があるので、不正確 ことを理解させる必要があるので、不正確 である、せめて、「約七割」とか「ほぼ七」 のようにすべきである。

では、

「米英日の補助艦の比率がほぼ一〇

さらに言えば、

翌年の検定再申請教科書

【原告反論】

「七割」が達成されなかったことが軍人の危機感につながったとする被告の理解は不正確である。そもそも、この問題の根本にさかのぼれば、緊縮財政をかかげて軍事にさかのぼれば、緊縮財政をかかげて軍事は交渉前から条約締結自体に反対だったのにあり、そのロンドン軍縮条約が締結されたことにより危機感を持つ軍人が増えたのである。

い。 特に、「六·九七五」を問題にしたのは浜 にのである。対米英七割が達成されなかったのである。対米英七割が達成されなかったことのみによって危機感をもつ軍人が増 なたことのみによって危機感をもつ軍人が増 なたように考える被告の主張は当たらな ないであり、鳩山一郎が

> 一○:七と定められ、危機感を抱く軍人も増えました。」と記述して検定を合格した。 しかし、「ほぼ」の追記だけで合格としたところで、これを読む生徒は、被告の主張ところの、軍人が危機感を抱くことになった原因について全く理解できない。被告の主張通りなら「米英日の補助艦の比率が対米七に達しなかったので、危機感を抱く軍人も増えました」としなければならないはずである。被告主張との明らかな矛盾が生じている。

ことは検定の趣旨に反する。を羅列する他社の教科書よりも本件申請図をの記述の方が当時の世相を伝えていて、はるかに望ましい。当時の世相の全体を無はるかに望ましい。当時の世相の全体を無いるが当時の世相を伝えていて、

で国書院や日本文教出版の申請図書を読 のだ生徒はロンドン海軍軍縮条約を正確に のだ生徒はロンドン海軍軍縮条約を正確に で国書院や日本文教出版の申請図書を読んだ生徒は回入

一○:七の記述に何の問題もない。に届かなかったことを教えるのではなく、「軍縮の時代」がやって来て、軍人が不満「軍縮の時代」がやって来て、軍人が不満に届かなかったことを教えるのではなく、

❷惣の掟

〈該当記述〉

「⑤惣の掟の例」

〈検定意見〉

(三か条が出された時期)生徒が誤解する恐れがある。

【原告訴状】

に記載しているが検定意見が付かず、ダブ東京書籍、日本文教出版も自由社と同様

【被告主張】

スタ検定である。

本件申請図書の、「⑤惣の掟の例」において、三か条の掟の例が掲げられているが、いて、三か条の掟の例が掲げられているが、したものと誤解するおそれがある。ちなみしたものと誤解するおそれがある。ちなみに東京書籍、日本文教出版は同時期に成立したものである。

×

惣の森で木のなえを切った者は村人としての 身分を奪う。

自由社 p89

(『今堀日吉神社文書』より一部要約

り惣の掟の例

よそ者を保証人もないのに村内に

住まわせてはならない

日本文教出版 p95

500文の罰金とする。 (『今堀首吉神社文書』より一部要約)

東京書籍 p83

6 今堀郷のおきて

寄合があるとき、2度連絡し

ても参加しない者は、50文の罰

森林の苗木を切り取った者は

0

☑村のおきて

(部分要約)

0

- 寄合があることを知らせて,二度出席しなかった者は,五十文のばつをあたえる。 森林の苗木を切った者は、五百文のばつ
- 若木の葉をとったり、くわの木を切った りした者は、百文のばつをあたえる。

立しているのである。

同一の時期・

機会に

0人々の集まり。

明らかな間違いである。

成立していない」という文科省側の指摘は

自治が進み、 この資料では生徒が中世において農村でも 検定意見数を増やすために付けられたもの いうことを理解すれば足りるのである。 事 うことが、ここで何の意味を持つのか。 例 は、

十四四

日に次の二か条が成立した。

文安五年 (一四四八年)

+

月

①寄り合いに二度連絡しても参加しない

の時期に成立したものである。

本件申請図書の「

惣の掟」

は、

実は同

(原告反論

者は、 五十文の罰金

②が〈森の苗木を切った者は村人からの ②森の苗木を切った者は五百文の罰金 そしてその掟が継続する中、 「身分を奪う」) 四八九年)十一月四日に改訂が行われた。 延徳元年

と改められ、さらに

③よそ者を保証人もないのに住まわせて はならない

げた三カ条は「延徳元年時点」 が新たに一か条追加された。 部改訂がなされている以上、 記年にも当然継続されており、 文安五年に作られスタートした掟は、 自由社の掲 で同時に成 その上で 延

であることを強く推測させる。 そもそも、 本件検定意見が本件申請図書の 掟が作られるようになったと 成立時期が異なるかどうかと

(該当記述

を殺傷しました。 すると、彼らは樺太や択捉島にあ ました。幕府が鎖国を理由に拒否 る日本人の居留地を襲撃し日本人 フが派遣されて幕府に通商を求め 一八〇四(文化元)年にはレザ

(検定意見)

生徒が誤解するおそれのある表現 居留地襲撃との時間的関係) である。 (幕府の通商拒否と日本人

原告訴状

検定意見が付かず、 同様の記述が山川出版、 ダブスタ検定である。 育鵬社にあるが

(被告主張)

こった。」と明記されており、また、育鵬社 シアによる樺太及び択捉島の襲撃には ア経由でロシアへ帰国する道中であり、 の記述は、 していないから自由社は誤りであるが、 (H レザノフ自身はカムチャッカからシベ ハリン)や択捉島を襲撃する事件が起 山川出版では、 (中略) 「ロシア使節レザノフが長崎に来 幕府は応じませんでした。そ 「レザノフの部下が樺太 参 他 加 口 IJ

❸レザノフ来航

はないから正しい。人が攻撃したものとの誤解が生じるおそれ加えてきました。」とあり、「レザノフ」本のため、ロシア船が樺太や択捉島に攻撃を

【房告反訴】

の検定意見で「攻撃の主体」が問題になっ だったのか」に論点をずらしている。元々 この点には一切答えず、「攻撃の主体がどこ その点について他社 原告の主張する争点について明確な答えを 必要性はない。 ていない以上、ここでそれについて論ずる したのである。しかし、上記被告の主張は ダブルスタンダード事例ではないかと主張 を挙げて、自由社のものと何が違うのか であると指摘したのである。そこで原告は 日本人居留地襲撃との時間的関係」が問題 そもそも、 上記被告の主張は論点のすり替えである。 検定意見は、 原告は被告に対し、被告が (山川、育鵬) 「幕府の通商拒否と の記述

強調しておきたい。 は同じ記述で合格していることをもう一度 なお、原告の平成二十六年度検定の際に

4警備の武士

(該当記述)

⑪兵たち」 ①キャプション中、「警備の武士、

|〈検定意見〉

である。(「武士」)生徒が誤解するおそれのある表現

(原告訴状)

ダブスタ検定である。「警備する武士」とあるが検定意見が付かず、「警備する武士」とあるが検定意見が付かず、

【被告主張】

武士とは、 ない。なぜなら、武官とは、 は「警備の武官」と記述されなければなら 付されているが、このうち、「警備の武士」 の貴族、 掲げ、「春日大社に着いた白河上皇と、 るからである。 たはその構成員のことであったとされてい る者の存在をいい、 ける軍事警察関係官庁官人の総称であり、 本件申請図書には、 警備の武士、僧兵たち。」と説明が 平安時代後期以降の武にかかわ 武を職能とする集団ま 『春日権現験記絵』 律令制下にお

されているので、これを武士と解釈し、表右下の隅に烏帽子・狩衣姿の者たちも描写右下の隅に烏帽子・狩衣姿の者たちも描写

現することも誤りとは言えない。

【原告反論】

か。
が出に対し、どのように反論しただろうが出に対し、どのように反論しただろう

を書き出してみる。 二社の検定申請図書のキャプションの記述まず、令和元年度に検定に提出した当該

▽本件申請図書

貴族、警備の武士、僧兵たち。春日大社に着いた白河上皇と、お供の

〉帝国書院

白河上皇と警備する武士

よう。 上皇および他の人々と絵とを対応させてみ 本件申請図書のキャプションに登場する

れる人物・「白河上皇」は、中央の牛車の中におら

を引く人々と、その左手に黒い正装で杓を・「お供の貴族」は、牛車の前にいて牛車

この最後のグループは武官であるが、 手にして並んで座っている人々、および牛 ことは、 官」を別の存在であるかのように並置する も実は貴族である。だから、「貴族」と「武 舎の右側に並んで座っている人々である。 論理的に不適切である。 彼ら

手に侍っている人々 「僧兵」は、さらにその左手奥に座って 「警備の武士」は、その貴族の背後、 左

となる。 キャプションに何の問題もない。 いる白装束の人々 以上の通りであるから、本件申請図書の

> せて検定合格としたのである。 を付け、翌年の検定では、「武官」に変えさ 徒が誤解する表現である」として検定意見 ところが文科省は、この中の「武士」が「生 しかし、これは大きな誤りである。 文科

何の説明もなされていない。 拠から彼らは武士ではないと言えるのか、 た人々は武士ではないのか、どのような論 在しないことになるが、では、並んで座っ 省の指示に従えば、この絵の中に武士は存 ている左手の貴族たちの背後にいる武装し

松沢成文議員 次に、 令和三年、 (維新) が質問し、文科省の 参議院文教委員会で、

る武士たち」と「たち」 離滅裂で、 あ は 官が含まれるから問題 が の説明文には「警備す 文科省は帝国書院の図 指摘した。それに対し、 ンダードであることを いった。 ない、 ついているから、そ 「たち」の中には武 この答弁は支 という答弁で 何の反論に

> 帝国書院に対しては武士の存在を許容して いるからである。 絵の中に武士はいないとしておきながら、 もなっていない。 本件申請図書に対しては

すます苦しい悪循環に陥っている。 の上塗りと言うべき対応であり、 である、 しており、 の絵は自由社よりも広い範囲をトリミング 院が正しいことの理由を変更し、 ところが、今回の反論で被告は、 と言い出したのである。これは恥 右側に三人ほどいる人物が武十 被告はま 帝国書院 帝国書

ある。 あることを認識していたことを示すもので を認めたのはダブスタ検定にあたるもので 実際には、 文科省はこれを承認した。これは文科省が 実がある。 で、「武士」の語を「武官」 文科省の論理の破綻を裏付けるような事 帝国書院に「武士」の語の使用 帝国書院は令和三年の訂正申請 に変えて提出し、

警備の武士 帝国書院 p 62 ○

自由社

p 70 X

警備する武 検定意見がダブルスタ

6仏教伝来

(該当記述) 欽明天皇の治世であった五五二年 た。これを仏教伝来といいます。 像と経典を大和朝廷に献上しまし 金銅(銅・青銅の金メッキ)

〈検定意見〉

現在の学説状況)である。(仏教伝来の年についての生徒が誤解するおそれのある表現

(原告訴状)

性はある。しかし、 検定意見が付かず、 は自由社同様、「六世紀半ば」としているが、 て検定意見が付されなかったことには整合 べき。育鵬社や学び舎が六世紀前半説をとっ 紀前半)説と五五二年 二つの説は、検定ではどちらの説も認める 仏教伝来の年に関して、 ダブスタ検定である。 東京書籍や山川出版社 (六 世紀半ば) 五三八 年 説の 世

【被告主張】

仏教公伝の年については、五三八年に伝来したとする説があり、通説的考え方がないため、年る説があり、通説的考え方がないため、年のであるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には「(前略)があるのに、本件申請図書には、(前略)があるのに、本件申請図書に伝来したとする説があり、通説があり、 五三八年説に触れず、五五二年に伝来したとする説を断定して記載したから検定意見とする説を断定して記載したから検定意見とする説があり、年に伝来した。

包含するから検定意見をつけなかった。いう表現は、五三八年と五五二年の両方を山川出版社や東京書籍の「六世紀半ば」とを付した。他方、仏教伝来の時期に関する

(原告反論)

えられました」も同様である。世紀前半には、仏教が伝来しました」との検定意見を付けるべきなのにつけていない。記述は、五五二年を排除しているから当然記述は、五五二年を排除しているから当然

❻ペリー神奈川上陸図

〈該当記述〉

【原告訴状】

不正確である。

この絵画は文化史の教材として掲載してい考えられるが、この指摘は当を得ていない。精浜上陸図」、横浜開港資料館蔵では「ペリー提督神奈川上陸図」、横浜開港資料館蔵では「ペリー提督神奈川市、大阪のであるが、絵画の正式名称は、大阪のであるが、絵画の正式名称は、東京国立博物館蔵では「ペリー提督神奈川市、大阪の絵画は文化史の教材として掲載している。

徒が覚える必要のないものである。載しているに過ぎず、ここで正式名称を生えている絵画であるというだけの目的で掲るのではなく、ペリー上陸のことがらを伝

▽育鵬社(一七一頁)ペリー神奈川上陸いるのは、自由社以外にも三社ある。

このような観点からこの資料を掲載して

図(東京国立博物館蔵)

開港資料館蔵(一六六頁)黒船の来航 神奈川県 横浜〜山川出版社(一五四頁) 黒船来航図・

リー (横浜開港資料館蔵)>学び舎(一五一頁)横浜に上陸するペ

これら三社は絵画の正式名称を記していたかかわらず、である。 ダブルスタンダー自由社と全く同一のタイトルを付けているにいたっては「ペリー神奈川上陸図」という、にもかかわらず、である。 ダブルスタンダー といたっては「ペリーでがない。 育鵬社の場合にもかかわらず、である。

【被告主張】

正確」となる。山川出版や学び舎は『 』なければならず、その点に瑕疵があれば「不場合には、必ずその絵画の正式名称を書か絵画を歴史教科書の資料として使用する

している。 を使用して絵画の正式名称をきちんと表記

【原告反論

被告の指摘は当を得ていない。

どない。 とがらを伝えている絵画であるというだけ の目的で掲載しているものである。ここで 掲載しているのではなく、ペリー上陸のこ 第一に、この絵画は文化史の教材として 絵画の正式名称を生徒が覚える必要な

らである これは文化史上の作品として扱っているか ものとついていないものとがある。例えば においても掲載絵画に「 」がついている も同様に踏まえられている。本件申請図書 ・亀戸梅屋敷」には「 ペリー神奈川上陸図」には前述の理由で 第二に、「」 がついていない。他方、歌川広重・画 0) ルールは本件申請図書で 」がついているが、

だけでよい」とはあまりに差別的扱いがひ と言い訳をしつつ、「『ペリー神奈川上陸図 は「ペリー提督神奈川上陸図」 おきながら、 「絵画の正式名称と乖離が多少あるが」など 方、それほど厳密に絵画名を要求して 育鵬社の場合には、正式名称 一であるのに、

> どい。ちなみに育鵬社の場合にも ついていない。

◐仁徳天皇

(該当記述 「仁徳天皇

ている」 世界一の古墳に祀られ

(検定意見)

である。(「祀られている」) 生徒が誤解するおそれのある表現

歴史学上正確といえる。

【原告訴状】

るおそれ」がある。 られている」とすれば、かえって「誤解す は議論の余地が残されている。だから「葬 「大山古墳」の被葬者について、考古学的に 仁徳天皇陵とされている世界最大の古墳

古くから民衆の敬愛を集めてきた。「祀られ 税を止める仁政を敷いたと伝えられるなど、 民のかまどから煙が上がらないのを見て課 てきたことは間違いない。特に仁徳天皇は 仁徳天皇陵には拝所や鳥居を設け、篤く祀っ る」に最もふさわしい古代の天皇だった。 【被告主張 てそれぞれの天皇陵の場所を比定した。 また、宮内庁はこれまで歴代の天皇につ

は おさめることを「葬る」と表現することは まえると、遺体・遺骨を古墳や墓所などに に葬りまつる」とされている。これらを踏 皇を)百舌鳥野 仁徳天皇八十七年十月己丑条には「(仁徳天 所を陵」とするとされており、『日本書紀 第二十七条においては「天皇 さめる」ことを意味する。また、 「葬る」は、「死体・遺骨を墓所などに (もずのの) 陵 (略)を葬る (みささぎ 皇室典節

そのため、「祀る」は歴史学においても、 所などにおさめる事実が含まれていない。 必ずしもその意味に遺体・遺骨を古墳や墓 該事実を表す正確な表現とはいえない。 定の場所に鎮め奉る」ことなどを意味し 方で、「祀る」は、「神としてあがめ

【原告反論

はないか。 る」と「まつる」の両方が書かれているで を論拠に主張を展開しているが、ここに 被告は「(仁徳天皇を)百舌鳥野(もずのの) (みささぎ) に葬りまつる」という記述

ほうは宮内庁が実際に行っていることであ 念が出されているが、「まつる」(祀る)の そのうち、「葬る」については考古学上疑

はない。 表記したものである。この記述に何ら問題 るので、学問的に慎重を期して「祀る」と

告の主張に対する回答を回避したのである。 被告は陵の一般的な定義をもってこの原

8ピラミッド

(該当記述)

歴史家で、「歴史の父」と呼ばれる 中,「約二五〇〇年前のギリシャの ヘロドトスは、『歴史』という本で、 王という残忍な王の墓である」と 書きました。 「大ピラミッドは、十万人の奴隷が - ④ピラミッドを造ったのは誰か_ 一十年間働いて造ったもので、クフ

〈検定意見〉

不正確である。

原告訴状

して己の娘を娼家に出し」などと書かれて もの人間が、三ヶ月交替で労役に復した」、 **。ピラミッド自体の建造には二十年を要し** る ヘロドトスの『歴史』には、 「悪行は限りを知らず、 (岩波文庫版 果ては金に窮 「常に十万人

> ダグダと書かれているものだ。 引用に限るという文章構成上の規則はない。 ていたら教科書に収まらない。「」は直接 ることである。 これを限られたスペースに収めるために のように要約した。 一般に古典的な著作は、 普通に行われてい 直接引用し

> > 説

【被告主張】

王という残忍な王の墓である」との記述が、 奴隷が二十年間働いて造ったもので、 あると誤解する恐れがある。 、ロドトスの『歴史』 申請図書の「大ピラミッドは、十万人の からの直接の引用で クフ

【原告反論】

適切である。 る。 は きない。一方、学術論文の特殊なケースで る。これは広く日本文において行われてい か めなければ新聞記者は記事を書くことがで るかのように見える。 いて①の用法しか認めない立場をとってい るものであるが、文科省は教科書検定にお 直接引用と②要約引用の二つの使い方があ 認めないとするならば、次の事例は明ら ①のルールに厳密に従うことが求められ そもそも日本文において「」には、 そのルールを教科書に適用するのは不 もし、 文科省が、①の用法し しかし②の用法を認 (1)

かにルールに違反している。

ブスタ検定である。 何ら検定意見が付されていない。 用いられている。ところがこれについては ありえない「被差別部落」という言葉まで 約引用であり、 かすな」と書かれている。これは原文の要 分が被差別部落出身であることを他人に明 東京書籍 『破戒』 から「差別されないために、 (一二四頁) には島崎藤村の しかも時代的には原文には 明白なダ 自 小

9錦の御旗

(該当記述)

…がかかげました。_ ③錦の御旗」キャプション中、 かつて、承久の乱の後鳥羽上皇や

(検定意見)

る。 かかげたとするのは断定的に過ぎ である。 生徒が誤解するおそれのある表現 (承久の乱で後鳥羽上皇が

[原告訴状]

将に錦御旗を賜わって官軍の標としたこと 久の乱にあたり、後鳥羽上皇から十人の大 |国史大辞典』には、「鎌倉時代に入って承 検定意見に対して原告は 〈信頼性の高

た。 に誤解するおそれがある」と変わっていいての記載がある。〉旨の主張を展開した。 これに対する文科省の「反論認否書」では、 おいてこのようなデザインの旗を掲げたよ おいてが『承久記』にあり、『太平記』にも旗につ が『承久記』にあり、『太平記』にも旗につ

(被告主張)

原告が『国史大事典』より引用した『承久記』は軍記物と呼ばれる文学作品であり、存記』は軍記物と呼ばれる文学作品であり、双方では、後醍醐天皇に係る記述であり、双方ともに、承久の乱の際に後鳥羽上皇が「錦ともに、承久の乱の際に後鳥羽上皇が「錦とした史料といえない。

て、指摘内容に変更はない。 定意見の指摘の趣旨が以上のとおりであっいて変わっていたとの主張については、検いなお、原告の検定意見が反論認否書にお

(原告反論)

する。

これについて、被告は「指摘内容に変更

御旗をかかげたなどと記述したことはない。 れ 义 そも当初の検定意見に存在しないことを改 が、このような論点ずらしは不当であり、 ②の論点も維持しているものと考えられる 論点も維持し続けている。これはおそらく 点に集中しつつ、 は めて確認しておく。 あとから付け加えられた②の論点は、 (1) 反 た錦の御旗の写真と同じデザインの錦の [書の中で、)の論点で敗北したときの安全策として、 論 ない」と強弁している。 の内容は専ら① 後鳥羽上皇が明治維新で使わ ②「反論認否書段階」の もちろん、 「検定意見段階」 そして、 原告は申請 被告の そも の論

旗 たらないことから、 めつつ、 ⑦軍記物と呼ばれる文学作品であること、 0) い創作的描写である可能性がある」と主張 に、後鳥羽上皇が軍勢を指揮する十人に ⑦被告が言及した三つの写本のなかの一つ 主張に反論する。 第二に、 を与えたとする記述があること、 他の二つの写本にその記述が見当 改めて①の論点について、 「客観的事実に基づかな 被告は 『承久記 を認 被告 は、 御

門家が執筆した『国史大辞典』に書かれてしかし、権威のある、信頼性の高い、専

恣意的な主張であると言わざるを得ない。
恣意的な主張である。準備書面の中で被あまりに理不尽である。準備書面の中で被告はしばしば、歴史辞典に依拠して議論を長間しており、その全ての内容に原告が同展開しており、その全ての内容に原告が同展開しており、その全ての内容に原告が同とまで否定するのはあまりにご都合主義でとまで否定するのはあまりにご都合主義で

❶坂本龍馬と大政奉還

(該当記述)

はたらきかけたともいわれます。」はたらきかけたともいわれます。」「⑤坂本龍馬」キャプション中、「土

(検定意見)

である。(龍馬の実際の行動)生徒が誤解するおそれのある表現

【原告訴状】

た書簡が確認されている。しかも、最近、「船行い、両藩が大政奉還に合意した薩土盟約の議論にも参加していたことは、史料上明の議論にも参加していたことは、史料上明を決める会議に出席する後藤象二郎にあてを決める会議に出席する後藤象二郎にある。

している。いう、断定を避けた慎重な書き方を敢えていう、断定を避けた慎重な書き方を敢えてえて、「はたらきかけたともいわれます」と中八策」不在説が出ている学説状況も見据

よお、也土り己式と見ると、反本復馬が で書」では、「一般的な記述ではなく、坂本 龍馬の実際の行動を誤解するおそれがある」 として否とした。自由社の記述は「一般的 な記述」に過ぎず、「坂本龍馬の実際の行動 な記述」に過ぎず、「坂本龍馬の実際の行動 な記述」に過ぎず、「坂本龍馬の実際の行動 な記述」に過ぎず、「坂本龍馬の実際の行動

定である。 以外に四社もある。ダブルスタンダード検大政奉還に関与したと記す教科書は自由社なお、他社の記述を見ると、坂本龍馬が

【被告主張】

坂本龍馬の大政奉還に対する関与につい坂本龍馬の大政奉還に対する関与については、坂本龍馬の大政奉還の構想は、後藤の前藩主である山内豊信(容堂)の理解と同意を得るという段階を踏んで、土佐藩の同意を得るという段階を踏んで、土佐藩の声に提出されたと理解するのが現在の歴史学において定着している通説的考え方である。

しかし、本件申請図書の記述は、上記の

おり、誤解する恐れはない。といる事実が過度に省略されており、坂本龍馬による働きかけに係る因果経過を理けを行ったと誤って認識するおそれがある。なお、他社の記述はその因果経過を理をお、他社の記述はその因果経過を理をお、他社の記述はその因果経過を理を対している。

【原告反論】

張の、 史的事実が過度に省略されている」などと 事 批評するが、 郎 査官の妄想にすぎない。 ことになる、 ば、 はないか。 こが違うのか。「土佐藩を通じて」とあるで 建白書として徳川慶喜に提出された」とど を踏んで、 得たうえで、 ともいわれています。」との記述は、 じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけた 信 実をどの程度具体的に書くかは筆者の自 :の名前を出さなかったことをもって「歴 被告の主張はは詭弁である。「土佐藩を通 (容堂) 坂本龍馬が徳川慶喜に直接働きかけた 「通説」「後藤象二郎の理解と同意を 後藤象二郎の名前を出さなけれ 土佐藩の方針となり、 の理解と同意を得るという段階 土佐藩の前藩主である山内豊 全く当てはまらない。 などという読みは、 被告は、 後藤象二 教科書調 土佐藩の 歴史的 被告主

るわけはない。由であり、それが記述上の何かの欠陥にな

重な書き方を敢えてしている。ともいわれます」という、断定を避けた慎いる学説状況も見据えて、「はたらきかけたしかも、最近、「船中八策」不在説が出て

記述になっている。

記述になっている。

記述になっている。

記述になっている。

記述になっている。

記述になっている。

記述になっている。

り立たず、本検定は違法である。である。以上のことから、被告の主張は成趣旨であり、明らかなダブルスタンダードルずれの社の記述も、本件申請図書と同